

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する当社の基本的な考え方は、「本業を基本とした着実な事業展開に徹し、透明度の高い経営を推進していく」というものです。

「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念の実践にあたって、経営組織や意思決定の適正化をはじめ、「内部統制機能の充実」を重視したガラス張りの経営を実践していくことが重要であると考えています。

(2) 株主その他のステークホルダーの位置づけ

企業の主権は株主にあるというのが当社の考え方です。「お客さま第一主義」「従業員・従事者を大事にする」「お取引先を大切に」「地域社会に貢献する」等、他のステークホルダーを大事にする企業姿勢・企業活動が、企業価値の向上につながり、結果として株主主権に結びつくものと考えています。

なぜなら、「お客さまの要望をかなえるためにあらゆる配慮を怠らないこと」や「従業員の労働環境を常に整備し、能力を十分に発揮してもらうこと」、あるいは「地域社会と共に生き、愛される地域の一員となるよう絶えず努力すること」といった企業姿勢・企業活動が業績に直結し、結果として株主の皆さまに最大利益をもたらすことになるからです。

(3) コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組み

1) 意思決定の迅速化を図るための各種会議体(経営政策審議会・執行役員会)を設置しています。

2) 取締役の経営責任をより明確にするため、2007年から取締役の任期を1年としています。

3) 取締役会のさらなる活性化を図るため、2011年から執行役員制度を導入するとともに、取締役の員数を削減しています。

4) コンプライアンス体制の強化に向け、以下の取り組みを行っています。

・役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定し、対象者全員にこれを配布して内容の周知徹底を図っています。

・社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社のコンプライアンス体制の整備に関する助言を受けています。

・会社が自ら法令違反を発見して改善する自浄作用を機能させることを目的として、内部通報制度を設置しています。

・「役員および従事者向け法務研修会」や「企業倫理・コンプライアンスに関する研修会」を継続して実施するとともに、各部署・事業所に「コンプライアンス担当者」「企業倫理担当者」を設置し、企業倫理と法令遵守の徹底を図っています。

・社外の有識者を主たる委員とした「企業倫理委員会」を設置し、反社会的勢力排除に向けた活動を推進しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2-1】(インセンティブ報酬)

経営陣の報酬については、下記原則3-1に記載した基本方針のもと、取締役会で決定しており、報酬体系については、以下の考え方により設計を行っています。

当事業の原点は、ヤクルトの創始者である代田 稔博士が提唱した「予防医学」「健腸長寿」「誰もが手に入れられる価格で」などの考えを中心とする、いわゆる「代田イズム」であり、その実現のため、1本1本の「ヤクルト」を通じて世界の人々の健康に貢献することにあります。したがって、当社は、短期的な利益偏重になることなく、グループ内外に対する「代田イズム」の継続的な浸透を通じて、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要だと考えています。その一環として、報酬体系についても同様に、一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、「代田イズム」を実現するために固定報酬体系を採用しています。

「代田イズム」の詳細については当社ホームページ(<https://www.yakult.co.jp/company/ir/management/profile.html>)を参照

【補充原則4-10-1】(任意の諮問委員会の設置)

当社は、取締役の指名・報酬などに係る事項については、独立社外取締役を中心とした委員会などを設置していないものの、下記原則3-1に記載のとおり、指名・報酬決定の基本方針に基づき取締役会で決議することとしています。また、取締役会の構成員である独立社外取締役が、取締役の指名・報酬に関し、独立性・客観性のある意見を述べるができる環境を整えています。

このような環境のもと、現在は独立した諮問委員会の設置は行っていませんが、今後の当社の指名・報酬などについてのあり方を考えるうえで、設置の必要性を検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

< 政策保有に関する方針 >

当社は、株式の政策保有について、取引先や業務提携先および今後取引や業務提携が期待できる企業との間で、両社の事業におけるシナジーの享受・拡大に向けた協力関係をより強固なものとするを目的に実施しています。

< 保有適否の検証 >

今後の取引や業務提携の可能性等を総合的に勘案し、当社に有益とならない政策保有株式については、縮減することとしています。

取締役会において、個別の政策保有株式が資本コストや保有目的に照らした合理性を有するか否かを基準に、保有の適否を検証しています。

< 政策保有株式に係る議決権の行使 >

政策保有株式に係る議決権の行使については、企業価値の向上に資するかどうか検討のうえ、決裁手続きを経て、賛否の行使を行っていま

す。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、競業取引および利益相反取引について、取締役会で、事前に当該取引につき重要な事実の承認を得たのち、定期的に確認を行い、その内容について報告を行っています。また、関連当事者間の取引については、取締役会で確認のうえ、その取引の重要性に応じて取引条件などを株主総会招集通知および有価証券報告書で開示しています。

【原則2-6】(企業年金の資産オーナーとしての機能発揮)

当社の企業年金基金には、運用にあたって適切な知識・経験を持った人材を配置していることに加え、外部から金融面の専門性の高い人員を採用することなどにより、資産オーナーとして期待される機能を発揮できる取り組みを行っています。

また、当社の企業年金基金は独立性が保たれたなかで運営されており、利益相反が適切に管理される体制は整っています。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念の実現に向けて、中期経営計画「Yakult Vision 2020」を策定しており、当社ホームページ内「IR情報」(<https://www.yakult.co.jp/company/ir/index.html>)に公表しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役報酬は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、報酬限度額を年額1,000百万円とすることを決議しています。

取締役の個別報酬の方針については、限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針としています。

報酬決定の手続きについては、上記方針に基づき、代表取締役および管理本部担当役員で検討のうえ、取締役会で決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補の指名については、多様性に加え、闊達な議論がなされる取締役会構成とすべく、社内からの内部昇格やヤクルトグループである販売会社の経営者および各界の有識者の中から、適材適所の観点をもとに決定することとしています。

監査役候補の指名については、監査役会の同意を得て、財務や会計などに関する知見を有する者を中心に、取締役候補の指名と同様、社内外から適材適所の観点をもとに決定することとしています。

取締役・監査役の解任については、役員として不正または不当な行為があった場合、または役員として適格性がないと認められる場合は解任することとしています。

候補者指名および解任の手続きについては、代表取締役、本部長および常勤監査役で構成される「経営政策審議会」で検討および審議のうえ、取締役会で決定しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社株主総会招集通知の事業報告および参考書類に記載のとおりであります(解任については、解任事由が発生した場合のみ)。招集通知については、当社ホームページ内「IR情報」(<https://www.yakult.co.jp/company/ir/index.html>)などに公表しています。

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲)

当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行機関として「執行役員会」を設置しています。取締役会で決議および報告すべき経営方針および経営政策などの重要事項は取締役会規程に定めており、その決議すべき事項の基準および執行役員会に委任すべき基準については、決裁規程で明確にしています。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

東京証券取引所の独立性基準に則り、その時々々の経営環境に応じて必要な人材をリストアップし、経営幹部などの意見を聞いたうえで、「経営政策審議会」に諮り、取締役会で候補者を決定し、1年ごとに株主総会で選任するプロセスを踏んでいます。このようなプロセスを経て選任された独立社外取締役は、当社の経営全般および時々々の経営課題に対して有効な提言を積極的に行っています。

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成・選任の考え方・方針)

当社は、取締役の選任については、原則3-1に記載したとおり、闊達な議論がなされる取締役会構成とすべく、社内外から適材適所の観点をもとに決定しています。

【補充原則4-11-2】(他の上場会社の役員の兼任状況)

取締役・監査役の兼任状況については、当社ホームページ内「IR情報」(<https://www.yakult.co.jp/company/ir/index.html>)にて開示しています。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性の分析・評価)

当社取締役会は、取締役および監査役に対するアンケートにより、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施した結果、取締役会は適切に機能しており、実効性はおおむね確保されていると評価しました。

また、アンケート結果を踏まえた取締役会の実効性を高めるための取り組みとして、特に社外役員を中心に特定テーマに関する情報提供と協議を行う場を設けるなど、取締役会において活発な議論や十分な検討ができる体制を整えています。

当社は、引き続き取締役会のさらなる実効性の確保を図るべく、機能向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】(役員に対するトレーニングの方針)

各取締役・各監査役には、当社事業の原点である「代田イズム」を実現するために、本人の専門分野はもちろんそれ以外の知識や情報を習得し、当社の役員としてふさわしい能力を発揮することが求められています。その能力向上のための全体集合研修として、法務および人事労務に関する研修会など、法改正の際や社会環境の変化に合わせ、適宜、必要な知識や情報の提供をしています。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下の方針のとおり、株主との建設的な対話の促進に努めています。

・開かれた株主総会を運営し、株主との対話の時間を十分に確保するとともに、個別の問い合わせなどへの対応を適宜行っています。

・IR専任部署である「IR室」を管掌する担当執行役員を選任しています。

・IRに関連する部署間の連携、情報共有化に努めています。

・決算説明会や事業説明会などの充実に積極的に取り組んでいます。

・対話において把握された株主の意見・要望について、経営陣幹部に適宜フィードバックを行っています。

・対話に際してのインサイダー情報を含むフェア・ディスクロージャー・ルールの重要情報の管理には十分留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,665,700	6.24
ダノン プロバイオティックス ピーティイー リミテッド	10,612,000	6.20
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	6,786,600	3.97
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	6,492,000	3.80
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	4,957,000	2.90
共進会	3,785,756	2.21
松尚株式会社	3,417,900	2.00
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5)	2,882,100	1.68
株式会社みずほ銀行	2,186,580	1.28
中村 輝夫	2,031,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は2020年9月末の株主名簿に基づいて記載しています。

なお、2020年10月7日にダノンから保有する当社株式の全てを売却した旨の連絡を受けました(同日、ダノンは変更報告書を提出しています)。そのため、ダノンは当社の大株主ではなくなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安田 隆二	学者													
福岡 政行	学者													
前田 典人	他の会社の出身者													
パスカル イヴドベトリーニ	他の会社の出身者													
戸部 直子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

安田 隆二	同氏は現在、一橋大学大学院経営管理研究科特任教授および東京女子大学理事長の職にあります。また、複数の会社の社外取締役を兼任しています。	同氏は業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。同氏からは、大学教授をはじめ、コンサルタント、企業経営等の幅広い経歴を通じて培われた企業戦略に関する専門的な知見に基づき、当社の経営全般に対して提言をいただいています。これらにより、業務執行の監視・監督機能の強化が図られており、また、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことから、社外取締役に選任しています。さらに、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」や「有価証券上場規程施行規則」に規定している「一般株主と利益相反の生じるおそれがある」とする事由には該当しないと判断しております。上記の理由から、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
福岡 政行	同氏は現在、白鷗大学名誉教授の職にあります。	同氏は業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。同氏からは、政治学研究を専門とする大学教授としての知見および経験に基づき、当社経営陣に対して客観的な視点で意見をいただいています。これらにより、業務執行の監視・監督機能の強化が図られており、また、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことから、社外取締役に選任しています。さらに、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」や「有価証券上場規程施行規則」に規定している「一般株主と利益相反の生じるおそれがある」とする事由には該当しないと判断しております。上記の理由から、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
前田 典人	当社の取引先の1つである「神奈川東部ヤクルト販売(株)」の代表取締役社長の職にあります。	同氏は左記のとおり、当社の取引先であるヤクルト販売会社の業務執行者ですが、当社の運営にあたっては、ヤクルト販売会社の理解と協力が必要であり、これらのヤクルト販売会社から優秀な人材を登用し、経営経験を生かした助言をいただくことが、ヤクルトグループ全体の発展に大きく寄与すると判断したことから、社外取締役に選任しています。 なお、同氏が、当社取締役とヤクルト販売会社の業務執行者を兼任していることを理由に、他のヤクルト販売会社と比べて有利な取引となることは一切ありません。
パスカル イヴド ペトリーニ	同氏は現在、ダノン・アジアにおけるシニアアドバイザーの職にあります。「ダノン」とは、既存の合併事業、プロバイオティクス振興活動および研究活動の継続等に関する覚書を締結しています。	同氏からは、海外における豊富な経営経験に基づき、大所高所から経営全般に的確な助言をいただくことで、業務執行の監視・監督機能や経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことから、社外取締役に選任しています。
戸部 直子		同氏は業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。同氏からは、弁護士としての豊富な経験に基づき、当社経営陣に対して客観的な視点で意見をいただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことから、社外取締役に選任しています。さらに、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」や「有価証券上場規程施行規則」に規定している「一般株主と利益相反の生じるおそれがある」とする事由には該当しないと判断しております。上記の理由から、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員の員数

7名

監査役の人数	5名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツの間では定期的に年4回、また、その他必要が生じた都度、会合をもち、監査体制や監査計画あるいは監査の実施状況等について情報交換を行い、監査の実効性を高めています。

また、内部監査部門(監査室)が実施した内部監査結果については、終了の都度、監査役に報告が為されることになっています。さらに、監査役の要望により、監査役監査業務のために内部監査部門のスタッフも適宜活用する等、緊密に連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷川 清十郎	他の会社の出身者													
手塚 仙夫	公認会計士													
町田 恵美	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷川 清十郎		当社の取引先の1つである「神戸ヤクルト販売(株)」の代表取締役社長の職にあります。	同氏は左記のとおり、当社の取引先であるヤクルト販売会社の業務執行者ですが、当社の運営にあたっては、ヤクルト販売会社の理解と協力が必要であり、これらのヤクルト販売会社から優秀な人材を登用し、監査役として取締役の業務執行の適法性監査を基本とした監査業務を担ってもらうことで、ヤクルトグループ全体の発展に大きく寄与すると判断したことから、社外監査役に選任しています。 なお、同氏が、当社監査役とヤクルト販売会社の業務執行者を兼任していることを理由に、他のヤクルト販売会社と比べて有利な取引となることは一切ありません。

手塚 仙夫		同氏は業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。同氏には、公認会計士として長年活躍されてきた実績や、財務・会計に関する専門的な知見に基づき、取締役の業務執行状況について監査を行っていただいています。これらにより、経営体制のさらなる強化・充実が図られていることから、当社の社外監査役に選任しています。また、同氏は、過去において、当社監査法人の社員でありましたが、2013年6月に同監査法人を退職しており、現在は、同監査法人から影響を受けるおそれはないため、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」や「有価証券上場規程施行規則」に規定している「一般株主と利益相反の生じるおそれがある」とする事由には該当しないと判断しております。上記の理由から、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
町田 恵美		同氏は業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場にあります。同氏には、公認会計士として長年活躍されてきた実績や、財務・会計に関する専門的な知見に基づき、取締役の業務執行状況について監査を行っていただいています。これらにより、経営体制のさらなる強化・充実が図られていることから、当社の社外監査役に選任しています。また、同氏は、過去において、当社監査法人の社員でありましたが、2012年7月に同監査法人を退職しており、現在は、同監査法人から影響を受けるおそれはないため、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」や「有価証券上場規程施行規則」に規定している「一般株主と利益相反の生じるおそれがある」とする事由には該当しないと判断しております。上記の理由から、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

第56回定時株主総会(2008年6月25日開催)において、業務執行取締役に対する業績連動報酬を導入しましたが、指標とした連結経常利益では、企業業績を正確に反映していると言えない点があったこと等から、第58回定時株主総会(2010年6月23日開催)において、業務執行取締役に対する業績連動報酬を廃止しました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

法令の定めに従い、役員区分ごとの報酬等の総額を有価証券報告書および事業報告にて開示しています。

第68期事業報告における取締役および監査役の報酬等の額については以下のとおりです。

取締役の報酬：17名 614百万円(うち社外取締役5名 50百万円)

監査役の報酬：7名 118百万円(うち社外監査役5名 36百万円)

(注)上記の支給人員には、第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

個々の役員の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1)社外取締役のサポート体制

取締役会については総務部が事務局としての機能を果たしており、社外取締役も含めた全役員への情報伝達窓口となっています。

なお、社外取締役に外国人が含まれていることから、取締役会資料については英文版も作成し、事前に当該社外取締役に配布しています。また、取締役会や株主総会等、当該社外取締役が出席する会議の際には、必ず同時通訳を行い、他の役員や株主との意思疎通に支障のない体制をとっています。

(2)社外監査役のサポート体制

監査役会については監査役専従の2名のスタッフが事務局としての機能を果たしています。取締役会等、重要な会議の議案については、事前に監査役会を開催し、関連部署長から資料の提供や説明を受ける等の手段で情報を共有しています。各社外監査役への情報伝達体制については、常勤監査役が適宜、業務報告を行い、重要な会議資料や決裁資料および監査関係資料等の提供を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
堀 澄也	相談役名誉会長	企業経営に対する助言、 対外活動等	常勤、報酬有	2017/6/21	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

任期は1年ごとに必要に応じて更新することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務監査および監督

当社の「取締役会」は、取締役15名(うち女性取締役1名を含む社外取締役5名)で構成され、監査役5名(うち女性監査役1名を含む社外監査役3名)も出席しています。取締役会では、法令および当社「取締役会規程」で定める事項について決議し、または報告を受けるとともに、取締役および執行役員の業務執行状況について監督しています。取締役会は原則として年7回開催し、必要があれば臨時取締役会を開催することとしています。また、経営活動を有効に推進し、意思決定の迅速化を図るための会議体として、代表取締役、本部長6名および常勤監査役1名等で構成する「経営政策審議会」を設置し、原則として毎週開催しています。経営政策審議会では、経営の方針および諸方策ならびに業務の運営について審議し、または報告を受けています。

なお、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化ならびに業務執行責任の明確化を図り、それぞれの機能の効率化を高めるために、2011年6月22日から執行役員制度を導入しており、ガバナンスのさらなる機能充実を図っています。業務執行を円滑に推進することを目的に、執行役員24名および常勤監査役2名で構成する「執行役員会」を設置し、原則として毎週開催しています。執行役員会では、主要な業務の執行全般にわたって審議し、または報告を受け、執行役員間の情報共有を密にするとともに、当社「決裁規程」で定める事項について決議しています。

(2)監査

<内部監査>

国内外の関係会社を含め、業務監査および会計監査ならびに内部統制監査を実施するため、社長直属の組織として監査室を設置しています。現在、監査室長以下、総勢13名体制でリスク回避等の内部監査機能を担っており、社内各部署・各関係会社の業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向けて具体的なアドバイスや勧告を行っています。

<監査役監査>

5名の監査役(うち女性監査役1名を含む社外監査役3名)は、監査役会で決定された監査方針、監査計画および職務分担に基づき、取締役会等の重要な会議への出席や決裁書類等の閲覧を通じ、取締役および執行役員の業務執行状況について監査し、あわせて、会計監査人が適正な

監査を実施しているかを監視・検証しています。さらに、会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる監査役専従スタッフを2名配置し、監査役監査を支える体制を確保しています。

<会計監査>

当社は有限責任監査法人トーマツにより、法令の規定に基づいて監査を受けています。当社と有限責任監査法人トーマツの間では監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っています。(継続監査期間:1972年1月期(第19期)以降)

(3)責任限定契約

当社は現在、すべての取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、現状のコーポレートガバナンス体制を維持することにより、適正な業務執行、迅速な意思決定、監査の実効性といういずれの観点においても、十分にガバナンスは機能していると考えていることから、監査役設置会社形態を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の検討期間を少しでも長くとり、議決権行使率の向上につなげることを目的に、法定期限より2営業日前に招集通知を発送しています。さらに、招集通知発送日の2営業日前(法定期限より4営業日前)に当社ウェブサイトにて開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主の皆さまに当社株主総会にご出席いただくことを目的に、2004年の定時株主総会から集中日を避けて開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	「場所や時間を選ばずに議決権行使ができる」という利便性により、株主の皆さまに対するサービス向上を図ることを目的に、2006年の定時株主総会から採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類について英文版を作成し、東京証券取引所等へ提出することにより、海外の機関投資家等の議決権行使促進を図っています。
その他	ご来場いただいた株主の皆さまに、当社に対する理解を少しでも深めていただくことを目的に、事業報告の内容のビジュアル化や自社商品の提供等を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ヤクルト倫理綱領・行動規準」に定めた、「私たちは、お客さま、株主、従事者、取引先、地域社会、業界団体、官公庁、NPO、NGOなどのすべてのステークホルダーに対して積極的な情報公開を行うことで、経営の透明化を図り、社会から信頼される企業活動を行います」という情報公開に関する考え方にに基づき、適時開示を行っています。 なお、この「適時開示に関する基本的な考え方」や「情報開示の方法」「沈黙期間」等については、当社ホームページで開示しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算発表後には、代表取締役、各事業本部長が出席し、証券アナリストや機関投資家を対象とした「決算説明会」を開催し、当該期の総括や今後の展望に関する説明や質疑応答を行っています。 また、第1四半期および第3四半期決算発表後には、「電話会議」を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が国内で開催する海外投資家向けのカンファレンスに参加するとともに、米国、欧州、アジア地区の機関投資家を対象とした海外ロードショーを実施しています。また、当社ホームページでは、トップメッセージや「決算短信」「決算短信補足説明資料」等の決算関連資料を英訳して開示しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」という専用サイトを設け、トップメッセージやIRニュース、IRスケジュール等を紹介しています。また、IR資料として「有価証券報告書」「決算短信」「決算短信補足説明資料」「株主通信」「アニュアルレポート」等を同サイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任部署として「IR室」を設置しており、IR室長を含め計5名の人員体制で「証券アナリストや機関投資家に対する情報開示」「決算説明会や事業説明会およびスモールミーティングの開催」「アニュアルレポートや決算短信補足説明資料作成」等の業務にあたっています。 IR担当常務執行役員: 今田正男 / IR事務連絡責任者: IR室長 堀千佳子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定しており、この中で「お客さま第一主義」「取引先との公正・健全な取引の推進」「地域の文化・慣習の尊重」「社会貢献活動の推進」「快適で開かれた職場環境」等の各項目について、実現のための具体的行動規準を定めています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は「企業理念」を実践し、企業として持続的に発展することを通じて、CSRを全うしていきます。その具体的な取り組みの上位概念として「CSR基本方針」を制定しています。これにしたがい、地域住民の皆さまに向けた「愛の訪問活動」「見守り・防犯協力活動」および主に小学校へ出向いて健康について楽しく学んでもらう「出前授業」等を実施しています。</p> <p>また、環境に配慮した事業活動として、「地球温暖化ガスの排出抑制」「廃棄物の排出抑制およびリサイクルの推進」「水資源の保全」等を重点課題としたうえで取り組んでいます。これらの活動の詳細については、毎年発行している「ヤクルトCSRレポート」でステークホルダーの皆さまにご報告しています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>先にも記載した「ヤクルト倫理綱領・行動規準」の中の「企業情報の開示と社会とのコミュニケーション」というテーマで、「お客さま、株主、従事者、取引先、地域社会、業界団体、官公庁、NPO、NGOなどのすべてのステークホルダーに対して、正確で有用な情報を積極的に提供するとともに、双方向のコミュニケーションに努める」旨を規定しています。具体的には、当社ホームページ上で「ヤクルトCSRレポート」「企業概要」等を公開するとともに、特定層、例えば医療保健関係者や学校関係者向けに、健康に関する総合的な広報誌「ヘルシスト」の発行等を行っています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則により、大会社である取締役会設置会社に義務づけられた内部統制システムの整備について、2006年5月19日開催の取締役会において決議しています。また、この決議内容については、社内外の環境変化等に応じて、適宜見直しを行っており、現在の決議内容は以下のとおりです。

(前文)

当社は「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念のもとで事業活動を推進していくものであり、そのために広く社会から信頼される企業として、内部統制機能の強化・充実を重視した経営を実践していくことが重要であると考えています。

この考え方に基づき、内部統制システムの整備状況に関する当社の現状をあらためて確認したうえで、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しています。

なお、本決議内容は法令の改正・社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行い、内部統制システムの更なる強化・充実を図ってまいります。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定し、対象者全員にこれを配布して内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する社内研修を継続的に実施しています。

また、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、当社のコンプライアンス体制の整備に関する助言を受けています。

さらに、会社が自ら法令違反を発見して改善する自浄作用を機能させることを目的として内部通報制度を設置しています。

加えて、当社は企業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断、拒絶します。警察など関係機関と平素から緊密な連携を保つとともに、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」により取引の監視にも努め、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織をあげて立ち向かい、あらゆる法的対応をとります。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会および取締役会などの議事録については、法令に基づき、適切に保存しています。

また、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存することとしています。

取締役および監査役は、常時、これらの議事録・文書等を閲覧できるものとしています。

さらに、「文書取扱規程」の中では機密保持についても規定し、情報漏洩防止のための措置をとっています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部が中心となり、各部署に関わる業務に付随するリスク管理は当該部署が行うこととしています。

また、突発的に発生する危機に対応するため、社長や本部長が、危機的事項の内容に応じて設置される各種対策本部の本部長に就任することなどを規定した「危機管理規程」を定めています。

さらに、お客さまへの安全な商品提供と品質保証体制の確立を目的に「品質保証委員会」を設置・開催し、かつ、食品の品質保証に関わる全社的な統括業務を行う独立した専門部署として「食品品質保証室」を設置しています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに業務執行責任を明確化し、それぞれの機能の効率性を高めています。

また、会社の意思決定方法を「決裁規程」に定めて、重要性に応じた意思決定を行うとともに、原則として毎週開催する経営政策審議会および執行役員会を設置して、意思決定の迅速化を図っています。

さらに、業務の効率的な遂行を図ることを目的として、会社の組織機構やその運営基準を、「組織規程」および「業務分掌表」に規定しています。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社については、原則として当社の役員や社員を、当該子会社の役員として派遣することによって業務の適正と効率的な執行の確保に努めています。

また、子会社および関連会社に対して、事前の稟議承認や報告を求める事項などについて「関係会社管理規程」および「海外事業所管理規程」の中で定めているほか、当社の内部監査部門(監査室)による監査も実施しています。

さらに、中期経営計画において、グループ全体の目標値の設定や経営戦略を示すとともに、当社内に子会社の管理部署を設置して支援体制を敷くことや、子会社向けの研修などを実施することで、グループ全体の業務の適正を確保しているほか、「危機管理規程」において、グループ全体における突発的に発生する危機への対応を定めています。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役専従のスタッフとして、会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる社員を配置しています。組織上、内部監査部門である「監査室」とは独立した「監査役付」という立場で、直接監査役の指揮命令下で業務を行います。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役専従のスタッフの取締役からの独立性と指示の実効性を確保するため、当該スタッフは組織上、いずれの部署にも所属せず、取締役の指揮命令下には属しない立場となっています。

また、その独立性を尊重するため、当該スタッフの人事考課は常勤監査役が直接行うこととしています。

(8) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役会のほか重要な会議に出席し、随時その議事録を閲覧するほか、重要な稟議については、監査役による確認が行われており、その内容を把握できるシステムとなっています。

また、当社および子会社に対する内部監査結果についても常に報告がなされています。

さらに、「取締役会に事業の報告を求め、必要に応じて関係部署、子会社などに報告を求める」旨を「監査役監査規程」に明記しています。

(9) 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役に報告を行った当社および子会社等の役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁じています。

また、「内部通報規程」において、報告をした者にとって不利益となる一切の措置・言動を行ってはならない旨を規定しています。

(10) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役監査規程」の中で「取締役会のほか重要な会議への出席」「欠席時の説明要求や議事録・資料閲覧」「業務状況調査に必要な文書閲覧・関係部署への報告要求」「子会社・関連会社への報告要求、業務・財産状況調査」の権限を明記し、監査役監査が実効的に行われることを確保しています。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部の専門家の意見を聴取することができます。

さらに、外部の専門家の意見の聴取にかかる費用およびその他監査にかかる諸経費は、当社が負担することとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

前記内部統制システムに関する基本方針(1)に記載しております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

・「ヤクルト倫理綱領・行動規準」の中で、「反社会的勢力への毅然とした対応」について明示するとともに、マニュアルを整備し、反社会的勢力からの不当要求に対応しています。

・役員、社員、担当者に向けたコンプライアンス研修を継続的に実施し、その中で反社会的勢力排除に向けた啓発を行っています。

・反社会的勢力に対応する統括部署を設置したうえで、各部署、事業所には担当者を選任し、反社会的勢力との関係遮断には組織的に取り組んでいます。また、警察等関係機関との連携を図り、情報の収集と管理に努めています。

・社外の有識者を主たる委員とした「企業倫理委員会」を設置し、反社会的勢力排除に向けた活動を推進しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示に関する基本的な考え方

当社は、「ヤクルト倫理綱領・行動規準」の中で、適時開示を含む情報公開に関して、「私たちは、お客さま、株主、従事者、取引先、地域社会、業界団体、官公庁、NPO、NGOなどのすべてのステークホルダーに対して、積極的な情報公開を行うことで、経営の透明化を図り、社会から信頼される企業活動を行う」旨を定め、この考え方に基づいて適時開示を実施しています。

(2) 適時開示に係る社内体制

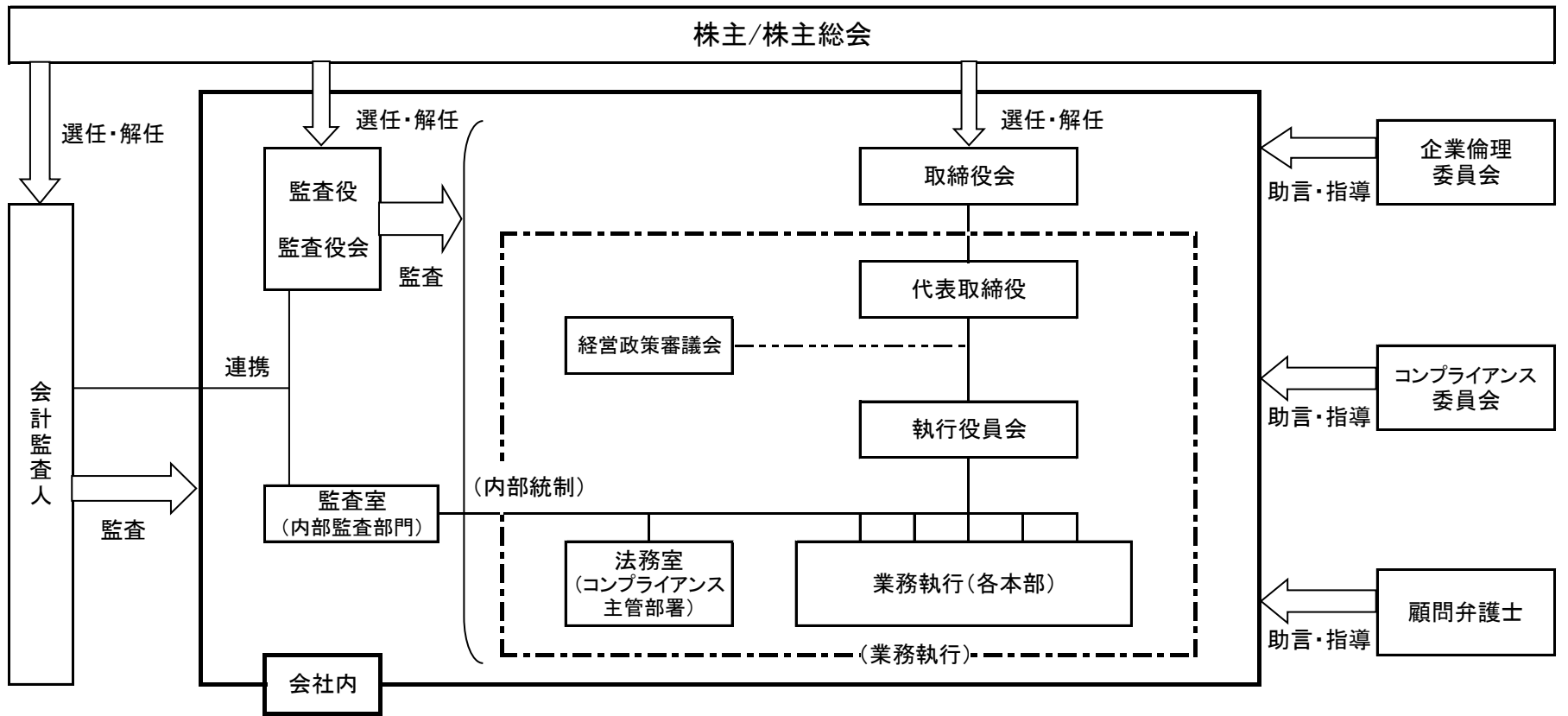
社内各部署(子会社を含む)における外部発表すべき事実や情報は、広報室に集約されます。同時に、社内各部署は、その事実や情報について、社内の「決裁規程」に則り、所定の決裁手続きを行い、決裁を得ます。決裁を得ていない事実や情報は外部発表できません。この際、当該部署は、適時開示管轄部署である総務部と連携し、決裁手続きを進めると同時に、適時開示の必要性が判断されます。総務部では、「適時開示規則」「社内の決裁状況」という2つの判断基準に照らし、これを満たした場合、適時開示の実施が正式に決定します。

当社は、東京証券取引所に上場しており、適時開示する情報は、同取引所が提供する適時開示情報システム(TDnet)にて登録します。適時開示情報の登録や証券取引所担当者からの照会への対応は、適時開示管轄部署である総務部が行っています。また、適時開示情報登録後、速やかに報道機関に同一情報を提供するとともに、同一資料を当社ホームページに開示します。

(3) 適時開示が適切に為されないリスクに対するチェック機能

当社では、「認識不足による適時開示漏れ」「未決裁事項の開示」「突発的に発生した危機事項の開示遅れ」等のリスクを想定していますが、「適時開示の必要性に関する判断基準」「社内決裁に関する情報」「突発的危機事項が発生した場合の第一次情報」を同一部署(適時開示管轄部署である総務部)が取得・共有することで、チェック機能が働き、適時開示が遺漏なく為されることを可能にしています。

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制の概要

